



報道発表資料の配付日時 5月17日(月) 19時15分

発表項目 (行事名)	飲食店等の休業・営業時間短縮要請における支援金について		
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発表者	
		発表場所	
概要	<p>5月15日に決定した「北海道における緊急事態措置」における、飲食店等や飲食店等以外の施設に対する休業・営業時短要請に係る支援金の金額について本日、決定したのでお知らせします。</p> <p>1 飲食店 等</p> <p>①石狩管内(札幌市を含む)、小樽市、旭川市の飲食店等 【要請内容】酒類・カラオケ設備を提供する飲食店：休業 上記以外の飲食店等：5時～20時まで営業時間短縮 等 【支援金額】 中小企業・個人事業者：1日あたりの売上高に応じて4～10万円 大企業：1日あたりの売上高の減少額に応じて最大20万円</p> <p>②石狩管内(札幌市を含む)、小樽市、旭川市以外の飲食店等 【要請内容】営業時間は5時～20時まで 酒類の提供は11時～19時まで 等 【支援金額】 中小企業・個人事業者：1日あたりの売上高に応じて2.5～7.5万円 大企業：1日あたりの売上高の減少額に応じて最大20万円</p> <p>2 石狩管内(札幌市を含む)、小樽市、旭川市の大規模(1000㎡超)施設 等</p> <p>①大規模施設 (1)1000㎡毎に20万円/日×時短率×時短日数 (2)大規模施設等に係るテナント等の数×2千円/日×時短率×時短日数</p> <p>②テナント等 (1)100㎡毎に2万円/日×時短率×時短日数</p> <p>※時短率：時短時間/本来の営業時間</p> <p>※概要は、別添チラシをご参照願います。</p>		
参考			

報道(取材)に当たってのお願い	休業や営業時間短縮にご協力いただきたく、道内の事業者にも広くお知らせしたいので、積極的な報道をお願いします。		
他のクラブとの関係	同時配付	(場所)	
	同時レク		

担当 (連絡先)	経済部経済企画課(担当者：企画調整担当課長 佐藤 匡法) TEL ダイヤルイン 011-206-0689 内線 26-919		
-------------	--	--	--

石狩管内（札幌市を含む）、小樽市、旭川市の 事業者の皆さまへのお願い

国による緊急事態宣言の措置区域に指定され、これ以上の新型コロナウイルスの感染拡大抑止に向け、道では、道内の飲食店等に対して休業等の要請を行うことを決定しました(※)。

対象事業者の皆さまには、大変なご負担をおかけいたしますが、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

※ 新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条及び同法律第24条

※なお、以下の内容は、今後の感染状況等を踏まえ、変更となる可能性があります。
変更が生じた際には、随時お知らせいたします。

■要請期間 5月16日(日)から5月31日(月)まで
(遅くとも5月18日(火)までに要請に応じてください)

■対象施設

- 〔飲食店〕 飲食店（宅配・テイクアウトを除く）
- 〔遊興施設〕 バー、カラオケボックス等で食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗、及び飲食店営業許可を受けていないカラオケ店
- 〔結婚式場〕 食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている結婚式場

■要請内容

酒類又はカラオケ設備を提供(※1)する飲食店	休業(※2)	感染防止対策(裏面に記載)の実施
上記以外の飲食店 (宅配・テイクアウトを除く)	営業時間短縮(5～20時)	業種別ガイドラインの遵守
支援金(※3)	<ul style="list-style-type: none"> ●中小企業・個人事業者 1日あたりの売上高に応じて4～10万円 ●大企業 1日あたりの売上高の減少額に応じて最大20万円 	

※1：利用者による酒類の店内持込を含みます。

※2：お酒・カラオケの提供を取りやめる場合は、営業時間短縮（5時～20時）の対象です。

※3：支援金の単価については、裏面をご覧ください。

支援金の申請について

支援金については、下記の予定です。
決まり次第、順次、ホームページに掲載いたします。

■受付開始（予定）

令和3年6月上旬

■支援金の単価

○中小企業・個人事業主

- ・4万円：1日の売上高が10万円以下
- ・4～10万円：1日の売上高が10万円を超え25万円以下(※)
- ・10万円：1日の売上高が25万円を超える

○大企業 1日あたり売上高の減少額に依りて最大20万円

※令和元年又は令和2年5月の売上高 \div 31 \times 0.4（千円未満は切り上げ）

■申請方法

電子申請・郵送にて受付予定。

※申請の詳細については、後日公表いたします。なお、申請にあたっては、要請に協力いただいたことがわかる書類（写真やHPの写し等）や営業に必要な許可証の写しなどをご提出いただくことを予定しています。

次の感染防止対策を実施してください

- ・従業員への検査推奨 ・入場者の整理・誘導
- ・発熱その他の症状のある者の入場の禁止
- ・手指消毒設備の設置 ・事業を行う場所の消毒
- ・マスク着用その他感染防止に関する措置の周知
- ・正当な理由なくマスク着用等の感染防止措置を講じない者の入場禁止
（すでに入場している者の退場も含む）
- ・施設の換気を行う
- ・アクリル板等の設置又は利用者の適切な距離の確保等の飛沫感染防止に効果のある措置を講じる

【参考】業種別ガイドライン(内閣官房のページ)<https://corona.go.jp/prevention/>



○令和3年度感染防止対策協力支援金に関するお問い合わせ

■専用ダイヤル

【札幌市内】

電話番号 011-330-8396（8:45から17:15まで）

【その他地域】

電話番号 011-330-8399（8:45から17:30まで）

（いずれも5月31日までは土日も対応。6月1日以降は平日のみ）

■ホームページ

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kks/kyuugyouyousei.htm>

石狩管内(札幌市を含む)、小樽市、旭川市 以外の

事業者の皆さまへのお願い

国による緊急事態宣言の措置区域に指定され、これ以上の新型コロナウイルスの感染拡大抑止に向け、道では、道内の飲食店等に対して営業時間短縮等の要請を行うことを決定しました(※)。

対象事業者の皆さまには、大変なご負担をおかけいたしますが、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

※ 新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条

※なお、以下の内容は、今後の感染状況等を踏まえ、変更となる可能性があります。
変更が生じた際には、随時お知らせいたします。

■ **要請期間** 5月16日(日)から5月31日(月)まで
(遅くとも5月18日(火)までに要請に応じてください)

■ 対象施設

〔飲食店〕 飲食店 (宅配・テイクアウトを除く)

〔遊興施設〕 バー、カラオケボックス等で食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗、及び飲食店営業許可を受けていないカラオケ店

〔結婚式場〕 食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている結婚式場

■ 要請内容

営業時間は5時から20時まで
酒類の提供(※1)は11時から19時まで
業種別ガイドラインを遵守する

支援金(※2)	●中小企業・個人事業者 1日あたり売上高に応じて2.5~7.5万円 ●大企業 1日あたりの売上高の減少額に応じて最大20万円
---------	---

※1：利用者による酒類の店内持込を含みます。

※2：支援金の単価については、裏面をご覧ください

酒類提供の有無に関わらず、上記の施設(店舗)のうち、従来から午後8時を超えて営業を行っている施設(店舗)が対象となります。

支援金の申請について

支援金については、下記の予定です。
決まり次第、順次、ホームページに掲載いたします。

■受付開始（予定）

令和3年6月上旬

■支援金の単価

- 中小企業・個人事業主
 - ・2.5万円：1月の売上高が83,333円以下
 - ・2.5～7.5万円：1月の売上高が83,333円を超え250,000円以下(※)
 - ・7.5万円：1月の売上高が250,000円を超える
- 大企業 1回あたり売上高の減少額に応じて最大20万円

※令和元年又は令和2年5月の売上高 $\div 31 \times 0.3$ （千円未満は切り上げ）

■申請方法

電子申請・郵送にて受付予定。

※申請の詳細については、後日公表いたします。なお、申請にあたっては、要請に協力いただいたことがわかる書類（写真やHPの写し等）や営業に必要な許可証の写しなどをご提出いただくことを予定しています。

【参考】業種別ガイドライン(内閣官房のページ)<https://corona.go.jp/prevention/>



○令和3年度感染防止対策協力支援金に関するお問い合わせ

■専用ダイヤル

電話番号 011-330-8399（8:45から17:30まで）

（いずれも5月31日までは土日も対応。6月1日以降は平日のみ）

■ホームページ

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kks/kyuugyouyousei.htm>

大規模施設等に係る事業者の 皆さまへのお願い

北海道からの協力要請に応じて、令和3年5月16日から5月31日までの全ての期間に休業・営業時間短縮を行った1,000㎡超の大規模施設を運営する事業者の皆様、及び大規模店舗のテナント事業者の皆様に協力支援金を支給します。

※やむをえない理由により、5月16日から要請に応じられなかった場合は、遅くとも5月18日までに要請に応じた方が対象となります（協力日数に応じて協力支援金を支給します）。

※札幌市内に施設を有する方で、5月12日（遅くとも5月15日）から営業時間短縮要請にご協力いただいた方には、その分の協力支援金も支給します。

※飲食店等の皆様は、上記期間中に休業要請等ご協力いただいた場合、別途実施している協力支援金の支給対象となり、本要請に係る協力支援金との重複受給はできません。

※本資料の内容は、今後の感染状況や国の見解等を踏まえ変更となる可能性があります。変更が生じた際には、道のホームページで随時お知らせいたします。

営業時間短縮・休業要請の対象となる大規模施設

■対象地域 札幌市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村、小樽市、旭川市

(1) 休業・営業時間の短縮を要請する施設（床面積1,000㎡超）

種類	内訳	主な要請・協力依頼
商業施設	大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店 など（生活必需物資を除く）	
運動・遊技施設	スポーツクラブ、パチンコ屋、ゲームセンター など	◆平日は、営業時間を20時まで、土日祝日は休業とする。
遊興施設	性風俗店、勝馬投票券発売所、場外馬（車・舟）売場 など	◆酒類及びカラオケ設備の提供（利用者による酒類の店内持込を含む）を行わない。
サービス業	スーパー、銭湯、エステサロンなど（生活必需サービスを除く）	◆入場者の整理誘導等を徹底する。

(2) イベントに準じた取扱いを要請する施設（床面積1,000㎡超）

種類	内訳	主な要請・協力依頼
劇場等	劇場、観覧場、演芸場、映画館、プラネタリウムなど	
集会・展示施設	集会場、公会堂、展示場、貸会議室、文化会館 など	◆1,000㎡以上の施設は、営業時間を20時（映画上映を含むイベント開催の場合は21時）までとする。
ホテル・旅館	ホテル、旅館（集会の用に供する部分に限る）	◆人数上限5,000人かつ収容率50%以内
運動施設・遊戯施設	野球場、陸上競技場、テーマパーク、遊園地 など	◆入場者の整理誘導等を徹底する
博物館等	博物館、美術館 など	◆酒類の提供（利用者による酒類の持込を含む）を行わない
結婚式場	結婚式場	◆営業時間を20時までとする
		◆酒類及びカラオケ設備の提供（利用者による酒類の持込を含む）を行わない。

支援金の概要

主な支給要件

【大規模施設】

- 対象地域において、20時（イベント開催の場合は21時）を超えて営業を行っている、床面積が1,000㎡を超える要請対象施設を運営する事業者であること。
- 要請期間の全ての期間で要請に応じていること。ただし、やむを得ない理由で5月16日～要請に応じられなかった場合は5月18日までに要請に応じ、残りの全ての期間に要請に応じること。

【テナント事業者】

- 要請期間において、要請に応じている大規模施設の区画を賃借または分譲を受けて自己名義で出店し事業を営む店舗であること。
- 要請の対象となる大規模施設が休業要請、営業時間短縮要請を受けて大規模施設の休業、営業時間短縮を行ったことに伴い、休業又は営業時間短縮を行った店舗であること。

協力支援金の国の基準額 【参考】

○大規模施設等

(1) 自己利用部分面積に係る協力金

1,000㎡毎に20万円/日 × 時短率 × 時短日数

(2) テナント事業者等把握管理に要する追加支給分

大規模施設等に係るテナント等の数 × 2千円 × 時短率 × 時短日数

○テナント等

(1) テナント事業者

100㎡毎に2万円/日 × 時短率 × 時短日数

(2) 映画館運営事業者等

常設スクリーン毎に2万円/日

× 時短で上映できなくなった回数/時短がなければ上映予定だった回数

※時短率：時短時間/本来の営業時間

※上記支援金額算出方法の詳細や具体的な条件、申請方法等については、
国の考え方が示され次第、道のホームページで随時お知らせします。

○協力支援金に関するお問い合わせ

■ 専用ダイヤル

電話番号 011-330-8399

受付時間 8:45から17:30まで

(5月は土日も対応しています)

■ ホームページ

<http://www.pref.Hokkaido.lg.jp/kz/kks/kyuugyouyousei.htm>